

## 独立行政法人国立病院機構下志津病院における 清涼飲料水等自動販売機の設置・運営者の公募の公示

令和6年10月1日からの下志津病院における入院患者、外来患者、面会者及び職員（以下「患者等」という。）のための清涼飲料水等自動販売機の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

令和6年8月27日

独立行政法人国立病院機構下志津病院  
経理責任者 院長 重田 みどり

### 1. 事業概要

#### (1) 事業名

独立行政法人国立病院機構下志津病院における清涼飲料水等自動販売機の設置・運営事業

#### (2) 運営内容

運営者は、当院院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための清涼飲料水等自動販売機の設置・の運営の全般を実施する。

#### (3) 契約期間

令和6年10月1日 ～ 令和11年9月30日（5年間）

本貸付契約は、「定期建物賃貸借契約」を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はしない。

### 2. 入札方式について

公募型企画競争で行うこととする。

### 3. 参加資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規定によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 法人等を設立して5年以上経過しており、当該事業について、各々良好な運営実績が3年以上あること。
- (2) 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- (3) 不正及び不誠実な行為がないこと。
- (4) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (5) 契約事務取扱細則第5条及び第6条の規程に該当しない者であること。
- (6) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」において、関東・甲信越地区の競争参加資格を有する者であること。
- (7) 当院における運営を応募するにあたり、十分な体制が整備されていること。
- (8) 200床以上の病院において、当業務の受託実績があること。

### 4. 企画提案書に対する評価内容

- (1) 会社概要
- (2) 経営状況について
- (3) 当該事業の運営方針について（運営方針・方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該事業運営に対する取組意欲）
- (4) 医療機関との契約実績について
- (5) 運営者からの提案について
- (6) 賃貸料等の見積の妥当性について
- (7) その他

### 5. 手続等について

- (1) 担当課・係

〒284-0003 千葉県四街道市鹿渡934-5

独立行政法人国立病院機構下志津病院 事務部企画課契約係

電話：043-422-2511

FAX：043-423-1129

メール：[katsuta.tomomasa.nx@mail.hosp.go.jp](mailto:katsuta.tomomasa.nx@mail.hosp.go.jp)

[214-keiyaku@mail.hosp.go.jp](mailto:214-keiyaku@mail.hosp.go.jp) (CCに含めること)

(2) 説明書の交付期間及び場所

交付期間：令和6年8月27日（火）から令和6年9月10日（火）まで

交付場所：(1)に同じ

(3) 応募申込書について

提出期限：令和6年9月11日（水）12時00分まで

提出場所：(1)に同じ

提出方法：別紙「応募申込書」を持参又は郵送

(4) 企画提案書及び見積書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和6年9月11日（水）12時00分まで

提出場所：(1)に同じ

提出方法：持参または郵送（簡易書留以上にて期日必着）

(5) 見積書の開封場所及び交渉権者の決定

日 時：令和6年9月17日（火）9時30分から

場 所：独立行政法人国立病院機構下志津病院 第1小会議室

(6) 質問等

本件にかかる質問は、担当者に所定の様式でご質問下さい。

担当は(1)に同じ

最終受付：令和6年9月10日（火）12時00分まで

回 答：令和6年9月10日（火）17時00分までに回答

原則質問を受け付けた後、院内確認後その都度回答いたします。

## 6. その他

(1) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨

(2) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画提案書：無効

(3) 契約書作成の要否：要（定期建物賃貸借契約を予定）

(4) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(5) 提出された応募書類については、返却を行いません。

(6) 企画書のヒアリング：必要に応じて実施

(7) 詳細は企画競争説明書による。